

## 奥多摩町有料広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、奥多摩町広報紙の「広報おくたま」への広告掲載及びインターネット上に公開する奥多摩町ホームページへのバナー広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

### (広告内容の制限)

第2条 広告の掲載については、行政広報媒体として公共性、中立性及び品位を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの及び社会通念上問題のある広告、反社会的活動を助長するもの
- (2) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反し、また反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、選挙又は宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
- (5) 投機的商品の広告、出資者及び出資の募集広告
- (6) 風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、児童及び青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- (7) 消費者金融、債権取立て、回収等に関するもの
- (8) 町税及び公共料金等を滞納している者の広告
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

### (掲載順位)

第3条 広告は、町内の事業所等(本社、支店、営業所、店舗等をいう。)を有する者を優先し掲載するものとし、掲載する広告の順位を決定する場合は、原則として申込みの順位とするが、期日及び期間を限定するもの並びに公共性の高い広告については、先に申込みがあったものと調整できるものとする。

### (掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は総務課長が決定する。

### (掲載希望の募集)

第5条 広告掲載の募集は、広報紙及びホームページへの掲載等により行うものとする。

### (掲載申込み方法)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)が広告掲載の申込みをするときは、掲載希望月の1か月前の初日(休日の場合は休み明けの平日)までに奥多摩町有料広告掲載申込書(様式第1号)に定める書類等を添えて町長に提出しなければならない。

### (掲載決定)

第7条 町長は、申込者から広告掲載の申込みがあったときは、速やかに当該広告の掲載の可否を決定し、申込者に対し奥多摩町有料広告掲載決定通知書(様式第2号)若しくは、奥多摩町

有料広告不掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（広告主の責任）

第8条 広告のデザイン及び制作費については広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）が負担することとし、その内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（広告の仕様及び掲載料）

第9条 掲載する広告の仕様及び掲載料金については、別表のとおりとする。

（広告掲載料の納入）

第10条 広告主は、広告掲載の決定の日より10日以内に、町長が発行する納付書により掲載料を納入しなければならない。ただし、10日目が、奥多摩町の休日に関する条例（平成元年条例第3号）第1条に規定する休日にあたる場合は、その翌日とする。

（広告料の還付）

第11条 既に納付された掲載料は原則還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 町の都合により広告を掲載することができなくなった場合
- (2) 町長が正当な事由であると認めるとき。

（広告掲載の取消し）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに広告の掲載料を納入しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

（広告掲載の取消し禁止）

第13条 広報紙の場合、広報紙発行日の10日前以降は、原則として広告掲載の取消しはできないものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

種 類	掲 載 規 格	掲 載 期 間 等	掲 載 料
広 報 紙	縦4.5cm×横5.0cm 以内	1 枠のみ 1 号につき	3,000円
ホームページ (バナー広告)	縦40ピクセル×横175 ピクセル) 4キロバイト以内 JPEG 又は GIF 形式(静止画の み)	1 枠のみ、1 か月単位とし て(最大3か月まで)	月額 3,000円